

## 平成17年度 中小企業組合検定試験

## 問題と解答(4) 組合制度 ①

— 全国中小企業団体中央会 —

## 〔総評〕

平成17年度の「組合制度」の受験申込者は341名で、当日の受験者は255名、受験率は74.8%であった。このうち合格者は162名で16年度の162名と全くの同数であったが、合格率は63.5%と昨年度の66.4%を2.9ポイント下回った。得点結果は、最高得点が96点、最低得点が13点、平均点は62.3点（昨年度は63.8点）であった。

受験者と合格率について、新規受験者は（3科目受験者）と科目免除のある受験者（既に「組合運営」、「組合会計」のいずれか又は両方に合格して本年度「組合制度」を受験した人）別にみると、受験者数では新規受験者が224名で受験者全体の87.8%（16年度は81.6%）を占め、合格率では新規受験者が63.4%（16年度は66.8%）、科目別免除者64.5%（16年度は64.4%）と、昨年度は、新規受験者の合格率が科目免除者の合格を上回っていたが、今年度は、科目免除者の合格率が新規受験者の合格を上回った。

以下、問題別の得点状況等を紹介する。

第1問は記述問題で、2問のうち1問を選択し、400字以内で記述するものである。白紙解答の13名を除いた242名のうち202名（83.5%）が設問1の『中小企業等協同組合法に定められている、組合の「基準及び原則」について述べなさい』を、40名（16.5%）が設問2の「中小企業の組合制度の流れを振り返ると、同業組合的なのと協同組合的なのとの2つの流れがある。その2つの流れについて述べなさい」を選択している。設問1及び設問2とも過去に何回か出題されている問題であったが、設問2については設問表現を変えたためなのか、設問1の選択率が圧倒的に高かったと思われるが、平均得点率（配点に対する平均点の比率）は設問2が設問1を若干上回った。第1問では受験者の65.5%の167人が合格水準に達していた。

第2問は、中小企業基本法第5条（基本方針）及び第7条（中小企業者の努力等）の条文の空

欄に語群の語句を埋めて完成させる問題であるが、受験者の61.2%、156名が合格水準に達していた。

第3問は、中小企業等協同組合制度及び商工組合制度の中で、組合関係者が理解しておかなければならない基本的事項や重要事項について、その内容を問うものである。合格水準に達した者は40.8%の104名と、本年度の「組合制度」の試験問題4問中では最も低い結果となった。問題は6問の中から3問を選択し、4行以内で説明記述をするものであるが、設問の選択状況をみると、設問5が187名と最も多く、次いで設問1が169名、設問3が134名、設問6が102名となっている。

第4問は、中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（以下「中団法」という。）を中心にその理解度を問うものである。総会、理事会等の業務遂行上の基本的事項を中心とした問題であったためか、合格水準に達した者は88.2%と、本年度の「組合制度」の試験問題の中では最も高い結果となり、昨年度と比べても、8.3ポイント上回っている。以下、各文章に関する中協法、中団法の条項を掲げておく。

1. 中協法第21条（時効）、中団法第5条の23第1項（準用）、中団法第39条（持分の払戻の特例）
2. 中協法第10条第3項（出資）
3. 中協法第52条第3項、中団法第47条第2項（準用）
4. 中協法第35条第6項（役員）、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）
5. 中協法第51条第2項（総会の議決事項）、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）
6. 中協法第54条（商法の準用→商法第244条）、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）
7. 中協法第36条の3第1項（理事会）、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）

8. 中協法第36条の3第1項（理事会）（〔参考〕理事会の議長の議決権については、以下に掲げる「総会における議長の組合員としての議決権行使の停止」に類する規定が特段定められていない。中協法第52条（総会の議事）第3項議長は、組合員としての総会の議決に加わる権利を有しない。）、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）
9. 中協法第86条第1項、中団法第5条の23第5項・第54条（準用）
10. 中協法第49条（総会招集の手続）、中団法第5条の23第3項・第47条第2項（準用）→定款（〔定款参考例例示〕事業協同組合 第40条第4項、企業組合 第32条第4項、協業組合 第31条第4項、（出資）商工組合 第38条第4項、（非出資）商工組合 第30条第4項）

### 第1問

次の設問のうちから1問を選び、解答用紙の解答欄に400字以内で記述しなさい。

（400字を超えた場合は減点します。なお、選択した設問の番号を必ず解答用紙の所定の欄に記入しなさい。）

〔設問1〕 中小企業等協同組合法に定められている、組合の「基準及び原則」について述べなさい。

〔設問2〕 中小企業の組合制度の流れを振り返ると、同業組合的なものと協同組合的なものの2つの流れがある。その2つの流れについて述べなさい。

### 〔解答例〕

#### 第1問

〔設問1〕

戦後の中小企業の組織化は、経済民主化の徹底と独占禁止法の適用除外の要件とを備える中小企業等協同組合法を主軸として展開された。同法第5条に、次の4つの基準と2つの原則が掲げられた。

基準とは組合が認可され、適用が除外されるた要件であり、①組合は相互扶助を目的、②組合員の加入・脱退は任意、③議決権及び選挙権は出資口数にかかわらず平等、④剰余金の配当は利用分量により、出資額によるときは限度を定める。

原則は、組合運営の指針であり、(1)組合の本業は組合員に対する直接奉仕を目的とし、特定組合員の利益を目的としない。(2)組合の特定政党のための利用禁止である。

協同組合の基準・原則は、1844年イギリスのロッヂデールの原則以来、世界の協同組合運動の理想的な指導理念として今日まで受け継がれてきた。同時に、現実の経済展開の実態に即して、合理的かつ弾力的な運用がなされてきた。

〔設問2〕

中小商工業の組織団体は歴史的にみると、業界の秩序維持を目的とする同業組合的なものと、業者の相互協力によって個別企業の改善を目的とする協同組合的なものとに二大別できる。現在、わが国では、前者は商工組合（中団法）であり、後者は事業協同組合（中協法）である。

商工組合は同業者による業界の秩序維持・調整活動・構造改善事業等全体のマクロ的改善発展を主目的とし組合員資格を中小規模のみに限定せず広域・非営利・絶対多数加入を特徴とする業界の代表団体である。しかし、民主的な組織運営のために、協同組合の基準と原則の一部をとり入れている。

協同組合は経済的に不利な立場にある中小規模の者が相互扶助精神に基づき自由かつ民主性を原則とし出資制の下に共同経済事業や教育事業によってミクロ的に組合員の経済的地位の向上に直接奉仕する趣旨の同志的組織である。

第 2 問

次の記述は、中小企業基本法からの抜粋である。□の中に該当する語句を下記の語群の中から選び、その番号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

(基本方針)

第5条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な □A□ の促進を図ること。
- 二 中小企業の □B□ の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の □C□ の強化を図ること。
- 三 経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の □D□ を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- 四 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の □E□ の充実を図ること。

(中小企業者の努力等)

- 第7条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の □F□ を図るため、自主的にその経営及び □G□ の向上を図るよう努めなければならない。
- 2 中小企業者の事業の □H□ のための組織その他の中小企業に関する団体は、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に □I□ に取り組むよう努めるものとする。
- 3 中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する □J□ の実施について協力するようにならなければならない。

〔語 群〕

- |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| ①経営の安定 | ②事業活動  | ③施 策   | ④取引条件  |
| ⑤研究開発  | ⑥成長発展  | ⑦設備の導入 | ⑧経営基盤  |
| ⑨革 新   | ⑩自己資本  | ⑪社 会 的 | ⑫経営資源  |
| ⑬企業業績  | ⑭主 体 的 | ⑮経済活力  | ⑯競 争 力 |
| ⑰組 織   | ⑱共 同 化 |        |        |

〔解答〕

第 2 問

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
②	⑫	⑧	①	⑩	⑥	④	⑬	⑭	③

**第3問**

次の設問は、中小企業等協同組合制度及び商工組合制度に関するものである。設問1～設問6の中から3問選択し、解答用紙の解答欄に4行以内で記述しなさい。

- 〔設問1〕 自由脱退について、事業年度終了の90日前までの予告期間を設けた趣旨について述べなさい。
- 〔設問2〕 役員選挙の方法の一つとして指名推選制が認められているが、その方法について述べなさい。
- 〔設問3〕 協同組合及び商工組合において、理事の定数の3分の1以内で「員外理事」を認めた趣旨について述べなさい。
- 〔設問4〕 組合は、組合員の持分を取得することができない、とされている理由について述べなさい。
- 〔設問5〕 監事は、理事又は使用人と兼務してはならない、とされている理由について述べなさい。
- 〔設問6〕 理事会の招集手続を省略することができるのはどのような場合か、について述べなさい。

**〔解答例〕****第3問****〔設問1〕**

組合は共同事業体であり、経営の維持存続が優先する。予告期間を設け、年度末での脱退を認めることにより、年度中の組合財産の減少、事業への支障を避けることができる。

**〔設問2〕**

役員選挙において、出席者の全員の同意がある場合に限り、投票に代わり行うことができる制度である。なお、被指名人を当選人とするか否かについても、出席者全員の同意が必要である。

**〔設問3〕**

組合員である理事は、自己の事業があるので、組合の事業運営に集中できないおそれがあり、他方、組合員以外からも広く人材を登用することが望ましい、という点からである。

**〔設問4〕**

持分を組合員たる地位とみた場合、組合の持分取得は、組合自らが組合員になるという不合理を生じ、持分を財産権とみた場合には、組合が持分を取得すれば混同によって消滅することになるからである。

**〔設問5〕**

監事は、会計監査を通じて理事を監督すべき地位にあり、組合の使用人は、理事の下で事務を執る立場にあるので、業務の適性を阻害することになるからである。

**〔設問6〕**

理事全員の同意がある時は、招集手続を経ないで開くことができる。

したがって、たまたま一部の理事が一定の場所に集合していても理事会とすることは許されず、必ず理事全員の同意が必要である。

**(次号に続く)**